

告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・住宅地であり住民の安全と通学路の登下校時と重なり又老人福祉センターもあり高齢者の通行も多く子供達も多く住んでおりますので交通指導員の配置及び進入禁止の表示をしてください。

・買い物客の車及び自転車等も多く歩行者も多くなると思います。交通事故のないように交通指導員等の配置を望みます。

・オープン後、市道での入庫待ち車両が周辺の住宅地への侵入をさせないよう交通指導員及び看板の設置や、お客への周知を徹底する事、おねがいします。

二 縦覧期間

平成二十二年十月五日から平成二十二年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター